

●第 15 回広島市都市計画審議会(H16 年3月 29 日開催)

議 案	名 称 等	議 案 の 内 容
<p>広島圏都市計画(広島平和記念都市建設計画)臨港地区の変更について (広島市決定)</p>	<p>変更箇所： 広島港臨港地区</p>	<p>広島港湾区域ではその管理者である広島県が、港湾の開発、利用、保全及び港湾に隣接する地域の保全のため定めている「広島港港湾計画」がある。当計画は、国際港湾としての拠点性の向上、中国・四国地域の地方中枢性の強化への期待、人と環境の共生できる港湾空間の確保の要請等に対処するため、平成 11 年 3 月に改訂され、また平成 13 年 12 月に変更されている。この度、当計画と整合を図るため、また、臨港地区を取り巻く環境の変化に適切に対応する臨海部の効率的な土地利用及び港湾における諸活動の円滑化と港湾機能の効率化を図るため、港湾管理者である広島県からの申出に基づいて、広島港臨港地区を変更するものである。</p>
<p>広島圏都市計画(広島平和記念都市建設計画)地区計画の決定について (広島市決定)</p>	<p>決定箇所： 高須二丁目西地区</p>	<p>当地区において、地区住民自らが、まちの将来を考えていこうとする意志を具現化し、まちづくり活動を継続的に推進するため、景観など地区の特性に配慮した建築物等を誘導することなどにより、住みやすい、また、住み続けられる良好な住宅市街地の形成を図るため、当地区に地区計画を決定するものである。</p>
<p>建築基準法第52条第1項第6号、同法第53条第1項第6号、同法第56条第1項第2号二及び別表第3(に)欄の5の項の規定に基づく、用途地域の指定のない区域(市街化調整区域)内の建築物の容積率等の変更について (特定行政庁:広島市長)</p>	<p>変更箇所： 市街化調整区域内</p>	<p>市街化調整区域は、都市計画法において「市街化を抑制する区域」と規定されており、「広島圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」においても、維持・保全を主体とする区域と位置付けられている。この市街化調整区域内に、将来、大規模な建築物が建築された場合、周辺との間で日照等の相隣関係上の問題、交通の局所的混乱などを招くといった問題が懸念されることから、地域の土地利用の実態にあった容積率や建ぺい率等に変更するよう、平成 12 年に建築基準法が改正された。この改正により、都市計画審議会の議を経</p>

		て、全国一律であった容積率や建ぺい率等を変更するものである。
--	--	--------------------------------